

八幡平市監査委員告示第8号

平成31年3月25日付け八監査第152501号の定期監査（平成31年1月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月9日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

八幡平市立西根中学校
平成31年1月10日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>薬品庫の薬品の不適切な管理について 【指摘事項】</p> <p>学校が管理する薬品庫の毒物・劇物の取り扱いについては、平成30年4月に岩手県教育委員会が作成し、配布している「教育委員会危機管理マニュアル」の「危機の予防対策」の中に、「理科室の管理責任者は、薬品台帳や薬品使用記録簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する」と記載されているにもかかわらず、当校は、薬品使用記録簿を作成していない。これは明らかに不適切である。</p> <p>また、薬品管理も薬品庫担当の職員に任せっきりにしており、いつ、誰が、何の薬品をどれだけ使用したか、などの記録が不明で、極めて問題がある。薬物・劇物は、人命にかかわる極めて危険なものであり、万が一、薬品の不法持ち出しや紛失・盗難があった場合、深刻かつ重大な事態を招く恐れがあるので、現行の不適切な管理方法を早急に見直し、改善すること。</p> <p>なお、市教育委員会においても、市内の他の学校にこのような不適切な事案がないか、可及的速やかに点検を行うなど、適切に指導されたい。</p>	<p>薬品使用台帳を作成し、薬品ごとの使用記録簿を使用の都度記録するよう徹底し、記録簿の点検者は副校長とした。</p>	<p>新年度より、学期末ごとに全ての薬品の残量を確認し、管理に努めることとする。</p> <p>また、薬品庫の鍵の管理は、教科担任から副校長とし、使用の都度借用することとした。</p> <p>なお、市教育委員会としても、各学校に適切に管理するよう促すこととする。</p>	<p>平成31年 1月11日</p>